

## 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」 の改訂について

### 1 会計基準改訂の経緯

国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改定の独立行政法人会計基準における適用については、逐次、必要な改訂を行ってきたところであるが、セグメント情報等の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正が残された課題となっていた。

また、独立行政法人の保有する固定資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産以外の償却資産（以下「非特定償却資産」という。）に係る固定資産の減損処理に関して、減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合に、損益計算には含まれず資本剰余金の控除項目として計上されるため、投下資本の回収計算上不整合が生じることとなっていた。

これらの課題について、総務省の独立行政法人会計基準研究会と財務省の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チーム（以下「共同ワーキング・チーム」という。）において、平成23年2月16日から同年6月2日までの合計3回の会合を開催し検討を重ね、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「基準及び注解」という。）並びに「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準注解」（以下「減損基準及び注解」という。）の改訂案を取りまとめ、独立行政法人会計基準研究会において平成23年6月27日に、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において平成23年6月28日にそれぞれ了承を得た。

### 2 会計基準改訂の主な内容

#### (1) セグメント情報等の開示

企業会計基準においては、従来、企業の経営の多角化、国際化等の傾向が急速に高まりを背景としてセグメント情報の開示が義務付けられ、その後様々な改正を経て、開示内容の拡大が図られてきたところであるが、実際には、単一セグメントであること、もしくは重要性が低いとの理由で事業の種類別セグメントを作成しておらず、現行制度が十分に機能していないことを踏まえ、米国の「マネジメント・アプローチ」の検討も含め、実効性のある事業区分の決定方法を検討する必要があるとの提言がなされた。検討の結果、財務諸表利用者が経営者の視点で企業を理解できる情報を財

務諸表に開示することによって、財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することができるとして、平成22事業年度より、経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、経営者が企業を事業の構成単位に分別した方法を基礎とする「マネジメント・アプローチ」を導入されたところである。

一方、独立行政法人においては、業績評価のための情報提供等による国民その他の利害関係者に対する説明責任を果たす観点から、セグメント情報の開示が義務付けられているところであり、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報とすることが、既に基準及び注解において規定されているところである。この規定を受け、各法人においては、中期目標等に沿った「事業」単位区分、「施設」単位区分、「事業及び施設」単位区分、あるいは法定勘定に基づく区分等、各独立法人の事業内容等に基づくセグメント情報の開示が行われているところである。

今般、企業会計基準におけるセグメント情報の開示における会計基準の改正を受けて、基準及び注解のセグメント情報の開示に関する規定の見直しの必要性について検討を行った。その結果、現行のセグメント情報の開示基準に基づき、独立行政法人の業績評価に資するよう、事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示が行われていることから、現行の基準及び注解における対応で十分であり、基準及び注解の改訂を行う必要性はないとの結論に至った。

## (2) 会計上の変更及び誤謬の訂正

企業会計基準においては、国際財務報告基準とのコンバージェンスの一環として、財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性の向上を図り、もって財務諸表の意思決定有用性の向上に資するとの観点から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成21年12月4日企業会計基準委員会）が公表されたところであり、例えば、企業が自発的に会計方針を変更した場合や財務諸表の表示方法を変更した場合には、過年度の財務諸表を新たに採用した方法で遡及修正し、これを表示すること等としている。

今般、当該企業会計基準の基準及び注解への導入の必要性について検討を行った。具体的には、企業会計における導入目的を踏まえた独立行政法人会計への導入の意義や、導入する場合の独立行政法人制度上の問題点等について把握・検討を行った結果、独立行政法人においては、当該企業会計基準を導入することなく、従前の取扱いを継続するのが適当であるとの結論に至った。

ただし、当該企業会計基準の公表を受け、独立行政法人会計における実務上の便宜を考慮して、定義規定の整合性の確保等、必要な手当てを行うこととした。

### (3) 固定資産の減損額の会計処理の見直し

減損基準及び注解は、企業会計基準における減損会計の導入を背景として、独立行政法人の特性を踏まえた基準として設定され、平成18事業年度から適用されたところである。

減損基準及び注解では、独立行政法人が保有する固定資産に係る減損額の会計処理については、当該減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったことにより生じたものであるか否かによって損益計算に含めるか否かを異にしている。

このため、独立行政法人が保有する非特定償却資産については、その減価償却相当額を損益計算上の費用として計上することで投下資本の回収を図ることが予定されている一方、減損が、独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものである場合には資本剰余金の控除項目として計上することとなり損益計算には含まれないこととなり、投下資本の回収計算上不整合が生じることとなっていた。

今般、減損基準及び注解についても検討を行い、上記のような不整合を解消するため、非特定償却資産の減損の会計処理については、中期計画で想定した業務運営を行っていたか否かにかかわらず、全て損益計算上の費用として計上することが妥当であるとの結論に達し、減損基準及び注解の改訂を行うこととした。

## 3 適用時期

改訂後の「基準及び注解」及び「減損基準及び注解」の適用に当たっては、平成23事業年度から適用することが適切である。

## 4 今後の課題について

国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスに伴う企業会計基準の改定の独立行政法人会計基準における適用については、逐次、必要な改訂を行ってきたところであり、当面の課題に対しては概ね対応を行ったものとする。

今後とも、企業会計基準の改定の動向を注視するとともに、必要に応じ、独立行政法人の会計基準の見直しについても検討していくこととする。